

## 企業立地促進対策事業

### ＜新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化事業＞助成金交付要綱

令和3年10月8日 制定

#### (趣旨)

第1条 県は、活力ある産業の集積を図り、県内産業の継続的な発展と県民生活の安定に資するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にAI, IoT, ロボット化等に取り組む事業者に対し、企業立地促進対策事業＜新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化事業＞助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 投資額 建物、設備の購入代金の額及びAI, IoT, ロボット化等に関するコンサルティング料金並びに建設請負代金の額から公租公課その他知事が別に定めるものを除いた額の合計額をいう。
- (3) 同一施設 同一の建物（工場、研究棟等）をいう。

#### (助成金の交付)

第3条 県は、次のイからホまでに掲げる要件を全て満たし、自ら当該事業場又は設備を使用する者（以下「助成対象者」という。）に対して、予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

イ 別表1に掲げる業種に属する事業又は地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業の用に供するため、県内に事業場を設置し、又は県内の既存の事業場において設備を新設等する場合であって、AI, IoT, ロボット化等による自動化・省力化またはそれらに関連する施設・設備投資であること。

ロ 同一施設に対して過去にこの項及び企業立地促進対策事業＜新型コロナウイルス感染症対策特別枠＞助成金交付要綱（令和2年度制定）第3条第1項第3号で交付決定を受けていないこと。

ハ 国の設備投資に関する補助金（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、ものづくり・商業・サービス補助など）を活用する投資でないこと。

ニ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

ホ 投資額（既存の建物の取得に要する費用を除く。）の2分の1以上が、別表1に掲げる業種に属する事業等の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

2 複数の事業者が共同して助成対象事業を実施する場合にあっては、親会社がある子会社（親会社に

その株式の全てを所有されている子会社に限る。以下同じ。) と共同して当該事業を実施するとき限り、これらを一つの事業者とみなし、設置する事業場等又は新設等する設備の運営主体となる者を助成対象者とすることができる。

(交付申請)

第4条 助成対象者は、交付決定を受けようとするとき、次の表の申請書に添付書類を添えて、当該事業に着手する日までに知事に提出しなければならない。

| 申 請 書   | 添 付 書 類  |
|---------|--|
| 別記様式第1号 | (1) 新增設事業場建設計画書<br>(2) 機器等整備計画書<br>(3) 公害防止施設説明書<br>(4) AI, IoT, ロボット化またはそれらに関連する投資である旨の説明書類<br>(5) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し(別表に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。)<br>(6) その他知事が必要と認める書類 |

(交付の決定及び条件)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、別記様式第2号により、その決定の内容及び条件を申請した者に対し通知するものとする。

2 規則第3条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象事業の内容の変更(事業の目的達成に支障を来すおそれのない、別表2に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ別記様式第3号による変更交付申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第5条第1項の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

(助成金の額)

第7条 第3条の規定により交付する助成金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 助成金の額は、当該事業の投資額(県内複数の事業場における投資額を含む。)に100分の10を乗

じて得た額とし、1事業者あたり2億円を限度とする。ただし、別表1に掲げる業種に属する事業のうち、2 鉄鋼業、3 1 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業に限る）の事業者及びこれらの事業者の事業に関する受注取引額が全体の受注取引額の概ね10パーセント以上である事業者については、投資額（県内複数の事業場における投資額を含む。）に100分の15を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。

(3) 当該助成金は交付決定のあった事業者が行う投資額のうち支払いを完了した額を対象とする。

(実績報告)

第8条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするとき、事業完了後、速やかに次の表の実績報告書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、規則第12条の規定により、年度末時点でも同様に実績報告を行う必要がある。

| 実 績 報 告 書 | 添 付 書 類   |
|-----------|---|
| 別記様式第4号   | (1) 事業概要説明書<br>(2) 新增設事業場建屋一覧表<br>(3) 公害防止対策の概要<br>(4) 助成金対象資産一覧表<br>(5) その他知事が必要と認める書類 |

(助成金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第5号により、速やかに当該助成対象者に通知するものとする。

2 助成金の額の確定日から3年を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象施設を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供してはならない。

3 この助成金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、交付額確定通知書を受領した日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。

(事業等の承継)

第10条 助成対象事業を実施する事業者について合併、譲渡、相続その他の事由により変更が生じた場合は、当該事業者の地位を承継する者が、当該事業を承継できるものとする。

2 助成対象事業について複数の事業者が共同して実施することとなった場合は、親会社がその子会社と共同して当該事業等を実施する場合に限り、当該複数の事業者のうち当該事業等の実施主体となる者を前項に規定する事業者の地位を承継する者とみなし、同項の規定を適用するものとする。

3 第1項（前項の規定により適用される場合を含む。）の規定により助成対象事業を承継する者は、

別記様式第6号による事業承継届に承継の事実を証する書類を添えて、当該事業を承継した日（前項の規定により第1項の規定を適用する場合においては、複数の事業者が共同して当該事業を実施することとなった日）から1月以内に知事に提出しなければならない。

（指示事項の遵守）

第11条 助成対象者は、知事が事業報告を求めるなど必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

2 この助成金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。

（交付決定の取消し）

第12条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由によることなく事業完了後、助成金の交付に係る事業場等において業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由によることなく助成金の交付に係る事業場等において助成金の額の確定の日から3年以内に当該事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 助成金の額の確定の日から3年以内に第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) この要綱に違反する行為があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

（助成金等の返還）

第13条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 助成対象者は、第12条の規定に基づく取消しにより助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日（助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次遡りそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (財産の処分の制限)

第15条 規則第22条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、規則第22条ただし書に規定する期間は、助成金の額の確定の日から起算して3年とする。

2 規則第22条に規定する知事の承認を受けようとするときは、知事に申請しあらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第22条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

#### (他制度との調整)

第16条 助成対象者に対する国、県又は地元市町が行う制度に基づく措置とこの要綱に基づく措置とが重複して適用される場合のこの要綱の適用については、知事が別に定める。

#### (委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年広島県議会9月定例会における「県第75号 令和3年度広島県一般会計補正予算（第9号）」が可決された日から施行し、令和3年度の助成金から適用する。

別表1（第3条関係）

1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する次の業種

| 分類番号 | 業 種 名                 |
|------|-----------------------|
| 09   | 食料品製造業                |
| 10   | 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。） |
| 11   | 繊維工業                  |
| 12   | 木材・木製品製造業             |
| 13   | 家具・装備品製造業             |
| 14   | パルプ・紙・紙加工品製造業         |
| 15   | 印刷・同関連業               |
| 16   | 化学工業                  |
| 17   | 石油製品・石炭製品製造業          |
| 18   | プラスチック製品製造業           |
| 19   | ゴム製品製造業               |
| 20   | なめし革・同製品・毛皮製造業        |
| 21   | 窯業・土石製品製造業            |
| 22   | 鉄鋼業                   |
| 23   | 非鉄金属製造業               |
| 24   | 金属製品製造業               |
| 25   | はん用機械器具製造業            |
| 26   | 生産用機械器具製造業            |
| 27   | 業務用機械器具製造業            |
| 28   | 電子部品・デバイス・電子回路製造業     |
| 29   | 電気機械器具製造業             |
| 30   | 情報通信機械器具製造業           |
| 31   | 輸送用機械器具製造業            |
| 32   | その他の製造業               |
| 39   | 情報サービス業               |
| 40   | インターネット付随サービス業        |
| 41   | 映像・音声・文字情報制作業         |
| 44   | 道路貨物運送業               |
| 45   | 水運業                   |
| 47   | 倉庫業                   |
| 48   | 運輸に附帯するサービス業          |
| 50   | 各種商品卸売業               |
| 51   | 繊維・衣服等卸売業             |
| 52   | 飲食料品卸売業               |
| 5311 | 木材・竹材卸売業              |
| 5411 | 農業用機械器具卸売業            |
| 5511 | 家具・建具卸売業              |
| 72   | 専門サービス業               |
| 73   | 広告業                   |
| 74   | 技術サービス業               |
| 92   | その他の事業サービス業           |

2 その他知事が特に認める業種

別表2（第5条関係）  
軽微な変更

| 経費の変更                          | 事業内容の変更  |
|--------------------------------|--|
| 交付申請時の投資予定額から20%未満の減少が見込まれる場合。 | 計画の進捗により、数量の変更、設備等能力の大小など、事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲での変更が見込まれる場合。 |

様式第1号（第4条関係）

交 付 申 請 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

所 在 地  
 申請者 名 称 及 び  
 代 表 者 名

企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

助成金交付申請額 金 円

|                     |                 |                                |                    |
|---------------------|-----------------|--------------------------------|--------------------|
| 投資する<br>事業場の<br>名 称 |                 | 投資する<br>事業場の<br>所 在 地          |                    |
| 新設又は<br>増設の別<br>※1  |                 | 主たる事業<br>(業 種)<br>※3           | ( )                |
| 投 資<br>期 間          | 年 月 日～<br>年 月 日 | 事業場建築<br>延べ床面積<br>※1           | m <sup>2</sup>     |
| 業 務 開 始<br>予 定 日    | 年 月 日           | 鉄鋼業, 船<br>舶業の関連<br>事業者区分<br>※2 | 1 鉄鋼業関連<br>2 船舶業関連 |
| 投 資 に 要<br>す る 費 用  |                 | 助成金対象<br>の投資に要<br>する費用         |                    |

- ※1 建物の新增設を行う場合、記入すること。
- ※2 鉄鋼業又は船舶業の事業者に対して概ね10%以上の受注取引がある場合、記入すること。
- ※3 業種は別表1のうち、該当する業種名を記入すること。

- 添付書類 (1) 新增設事業場建設計画書（※1に該当する場合に限る。）
- (2) 機器等整備計画書
  - (3) 公害防止施設説明書
  - (4) 市町補助金等の交付の対象となる旨の指定等の通知書の写し（別表に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するための設備投資を行う場合に限る。）
  - (5) 定款及び会社の概要等
  - (6) 登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
  - (7) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面
  - (8) 共同事業者に関する説明書（第3条第2項の規定を適用する場合に限る。）
  - (9) 鉄鋼業又は船舶業の事業に関する取引状況がわかる書類（※2に該当する場合に限る。）



様式第2号（第5条関係）

交 付 決 定 通 知 書

指 令 県 投 第 号  
○ ○ ○ 株 式 会 社

所在地  
代表者

年 月 日付けで申請の企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠 ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金については、企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金交付要綱（令和3年10月8日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定により交付することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

広島県知事



1 事業の対象となる事業場等の所在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名 称

2 助成対象事業及び交付決定額

3 交付決定の条件

- (1) 助成対象事業の内容の変更（事業の目的達成に支障を来すおそれのない、令和 年 月 日付けの申請内容の軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ知事に報告してその指示を受けること。

4 この助成金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

様式第3号（第5条関係）

変 更 交 付 申 請 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

所 在 地  
申請者 名 称 及 び  
代 表 者 名

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定された事業について、次のとおり計画を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 ファクトリーDX加速化助成事業の対象となる事業場の名称及び所在地

- (1) 名 称
- (2) 所在地

2 変更理由

3 変更内容

様式第4号（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

広島県知事様

所在地  
報告者 名称及び  
代表者名

企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金交付要綱第8条の規定により、 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったファクトリーDX加速化助成事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|                    |                 |                               |                    |
|--------------------|-----------------|-------------------------------|--------------------|
| 投資した<br>事業場の<br>名称 |                 | 投資した<br>事業場の<br>所在地           |                    |
| 新設又は<br>増設の別<br>※1 |                 | 主たる事業<br>(業種)<br>※3           | ( )                |
| 投 資<br>期 間         | 年 月 日～<br>年 月 日 | 事業場建築<br>延べ床面積<br>※1          | m <sup>2</sup>     |
| 業 務<br>開 始 日       | 年 月 日           | 鉄鋼業、船<br>舶業の関連<br>事業者区分<br>※2 | 1 鉄鋼業関連<br>2 船舶業関連 |
| 投資に要<br>した費用       |                 | 助成金対象<br>の投資に要<br>した費用        |                    |

※1 建物の新增設を行う場合、記入すること。

※2 鉄鋼業又は船舶業の事業者に対して10%以上の受注取引がある場合、記入すること。

※3 業種は別表1のうち、該当する業種名を記入すること。

- 添付書類 (1) 事業概要説明書  
(2) 新增設事業場建屋一覧表（※1に該当する場合に限る。）  
(3) 公害防止対策の概要  
(4) 助成金対象資産一覧表（支払いを証する書類等を含む。）

## 交 付 額 確 定 通 知 書

指 令 県 投 第 号  
○ ○ ○ 株 式 会 社

所在地  
代表者

令和 年 月 日付け指令県投第 号で交付決定した企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金については、企業立地促進対策事業<新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業> 助成金交付要綱（令和3年10月8日制定。以下「要綱」という。）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

広島県知事

- 1 助成対象事業 ファクトリーDX加速化助成事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 確 定 額 金 円
- 4 交付条件

- (1) 次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は、既に交付した助成金の返還を命ずることがある。
  - ア 正当な理由によることなく助成金の額の確定日から3年以内に当該業務を休止し、又は廃止したとき。
  - イ 要綱第3条に規定する要件を額の確定日から3年以内に欠くに至ったとき又は偽って助成金の交付を受けていたとき。
  - ウ その他要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 助成金の額の確定日から3年を経過するまでは、知事の承認を受けないで対象施設を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供してはならない。
- (3) この助成金について知事が必要であると認めるときは、報告を求め又は県職員に検査させることがある。
- (4) この助成金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、この指令を受領した日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日とする。
- (5) 政治資金規正法第22条の3第4項の規定により、地方公共団体から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体【政党等】に対して政治活動に関する寄附をすることができないこととされている。

当該助成金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当しないおそれがある。
- 5 この助成金は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）及び要綱の適用を受けるものである。

様式第6号（第10条関係）

事業承継届

年 月 日

広島県知事様

所在地  
届出者 名称及び  
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった次の事業を別記のとおり承継したので、企業立地促進対策事業＜新型コロナウイルス感染症対策特別枠/ファクトリーDX加速化助成事業＞助成金交付要綱第10条第3項の規定により届け出ます。

- 1 助成対象事業名
- 2 承継した事業場の所在地及び名称
- 3 承継の年月日
- 4 承継後の業務開始の年月日
- 5 承継の事由
- 6 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。